

運 営 規 程

令和 7 年 1 月 1 日 改定版

社会福祉法人 太子福祉会

日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業

(訪問型サービス)

尾上の郷ヘルパーステーション

目 次

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

第2条（運営方針）

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

第5条（職務内容）

第4章 事業運営に関する基準

第6条（営業日及び営業時間）

第9条（身分証の携行）

第7条（事業の内容）

第10条（緊急時の対応）

第8条（実施地域）

第11条（利用料）

第5章 従業者の義務

第12条（感染症対策）

第14条（秘密の保持）

第13条（事業所内の禁止行為）

第6章 その他の運営についての重要事項

第15条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第19条（介護サービス情報の公表）

第16条（身体的拘束等）

第20条（業務継続計画の策定等）

第17条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第21条（その他運営についての留意事項）

第18条（苦情対応）

第22条（県条例）

第7章 雑則

第23条（委任）

第24条（改廃）

附則

日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業（訪問型サービス） 「尾上の郷ヘルパーステーション」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条（目的）

社会福祉法人太子福祉会が開設する「尾上の郷ヘルパーステーション」（以下、「事業所」という。）が行う「日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業（訪問型サービス）」（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、介護保険法に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の遵守を通じて、業務の適正かつ円滑な執行と利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 事業所が実施する事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

第2章 事業所の名称等

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 尾上の郷ヘルパーステーション
- 2 所在地 兵庫県加古川市尾上町池田830-1

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業員の職種、員数）

1 事業所は、介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に応示された所定の従業者を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとし、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。

- | | | |
|-----|-----------|----------------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | サービス提供責任者 | 1名以上 |
| (3) | 訪問介護員 | 2. 5名以上（常勤換算法） |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

第5条（職務内容）

1 従業者は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は【職務分担表】によることとする。

- (1) 管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者は以下のとおり。
 - ・訪問型サービス個別計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。
 - ・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 訪問介護員は、個別サービス計画等に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

2 従業者は、別に定める【介護マニュアル等】を遵守することとする。

第4章 事業運営に関する基準

第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日とする。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
ただし、「夜間・早朝」及び「深夜」については、申込みに応じて提供する。

3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

第 7 条（事業の内容）

事業所で行う事業の内容は次のとおりとする。

- （１）訪問型サービス個別計画等の作成
- （２）生活援助に関する援助
 - イ．調理
 - ロ．衣類の洗濯
 - ハ．住居の掃除
 - ニ．生活必需品の買い物
 - ホ．その他必要な日常生活に関する支援
- （３）身体介護に関する内容
 - イ．身体整容
 - ロ．外出介助
 - ハ．その他の必要な身体介護

第 8 条（実施地域）

事業の実施地域は、加古川市とする。

第 9 条（身分証の携行）

当該事業所の訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第 10 条（緊急時の対応）

- 1 従業者は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。
- 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行わなければならない。

第 11 条（利用料）

- 1 事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスにかかる費用として【重要事項説明書】記載の利用料の 1～3 割相当分と利用者の選択によりかかるサービスの利用料及び通常の実施地域を越える交通費の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準

に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 利用者は、法定代理受領サービス等に該当するサービスを受ける場合や、生活保護制度を利用する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

3 利用者は、月額利用料を翌月 15 日から月末までに、事業所に現金又は自動口座振替で支払うものとする。

第 5 章 従業員の義務

第 12 条（感染症対策）

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 【感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】を策定し、対策委員会（テレビ電話装置等の活用可能）にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回開催する。
- (3) 従業員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底。

第 13 条（事業所内の禁止行為）

事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

第 14 条（秘密の保持）

1 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める【情報提供同意書】により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿すること。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第6章 その他の運営についての重要事項

第15条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する措置を適切に実施するための担当者の選定及び必要な体制を整備する。
- （2）成年後見制度の利用を支援する。
- （3）事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとする。
- （4）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- （5）虐待の防止のための指針を整備する。
- （6）虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修を定期的実施する。

2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- （1）殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- （2）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- （3）部屋から閉め出したり、閉じ込めるなどして叱ること。
- （4）強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- （5）食事を与えないこと。
- （6）利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- （7）乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- （8）事業所を退居させる等、脅かすような言葉による精神的苦痛を与えること。
- （9）性的な嫌がらせをすること。
- （10）当該利用者を無視すること。

第16条（身体的拘束等）

事業所は、利用者の身体的拘束等は行わない。万一、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には【利用者の身体的拘束等に伴う申請書】に家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- （1）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第17条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

- 1 利用に当たっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、【重要事項説明書、契約書及び契約書別紙】を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、【契約書】を締結するものとする。
- 2 事業所は【運営規程】を利用者又はその家族が閲覧できるように設置する。

第18条（苦情対応）

利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情受付窓口は【重要事項説明書】に記載されたとおりである。

第19条（介護サービス情報の公表）

社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人太子福祉会は提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第20条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条（その他運営に関する留意事項）

- 1 従業者等の質の向上を図るため、採用時研修のほか、定期的に研修の機会を設ける。

２ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる【重要事項説明書】を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

第 2 2 条（県条例）

「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」（平成 2 4 年 3 月 2 1 日兵庫県条例第 4 号）に定める内容を遵守し、事業を行うこととする。

第 9 章 雑則

第 2 3 条（委任）

この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

第 2 4 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。なお、内容変更を伴わない軽微な修正の場合は、理事長の決裁で修正できる。

附 則

本規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

本規程の制定により、旧介護予防訪問介護尾上の郷ヘルパーステーション管理運営規程は廃止とする。